

上武大学経営情報学部紀要  
第27号, 2004年12月, 13頁～21頁  
Bulletin of Faculty of  
Management Information Sciences, Jobu University  
Number 27, December 2004, Pages 13–21

〈論 文〉

〈Paper〉

## ネチケットガイドラインを見直す

Reviewing Netiquette Guidelines

瀬川 清  
SEGAWA Kiyoshi

上武大学経営情報学部, 〒370-1393 群馬県多野郡新町270-1

*Faculty of Management Information Sciences, Jobu University, Shimmachi, Gunma, 370-1393, Japan*

受付 2004年9月29日

Received 29 September 2004

© SEGAWA Kiyoshi 2004

## 抄 錄

1995年にネチケットガイドラインが発表された。その後、インターネットを取り巻く状況は大きく変化した。本論文では、ネチケットガイドラインをその変化に対応させるべく、見直し点を提案する。

キーワード：ネチケットガイドライン；インターネット；情報発信；コミュニケーション；電子メール；ウェブページ

## Abstract

Netiquette Guidelines was proposed in 1995. Since then, the situation around the Internet has been dramatically changed. So, Netiquette Guidelines needs to be reconsidered to fit that changed situation. In this paper, some of such reviewing points are discussed and proposed.

*Key words and phrases* : Netiquette Guidelines ; the Internet ; dispatching information ; communication ; electronic mail ; web page

# ネチケットガイドラインを見直す

瀬 川 清

## はじめに

1995年、インターネットが広く一般に利用されるようになったその年に、新たな利用者がインターネット社会に溶け込む手助けの一つとして、ネチケットガイドライン [1] が発表された。それから9年、インターネットを取り巻く状況は、いろいろな面で大きく変化した。本論文では、電子メールとwebの重要性をかんがみ、それらに関する現時点のインターネット環境に合わせた利用者のネチケットガイドラインの見直しを提案する。なお、ネチケットは情報を発信する際の留意事項であるとみなすことができるので、インターネット上の情報を得るだけという受動的立場での諸問題は、それはそれで非常に重要ではあるが、本論文の範囲外とする。

## 1. 背景の変化

まず、この数年のインターネットを取り巻く日本における環境の変化をまとめてみることにする。

### ア) 利用者数の増加

インターネット白書2004 [2, p.38] によると、2004年2月の日本のインターネット利用者数は6,284万人であり、5年前の1,508万人の4倍以上となっている。

### イ) ブロードバンドへの移行

インターネット白書2004 [2, p.53] によると、2004年2月の日本のブロードバンド利用者数は2,215万人で、ナローバンド利用者数の2,124万人を超えていている。なお、2002年のブロードバンド利用者数は584万人、ナローバンド利用者数は2,539万人であった<sup>a</sup>。

### ウ) 個人の情報発信機会の増加

個人の多人数に対する情報発信手段が豊富になった。以前は、メーリングリストやネットニュースへの投稿ぐらいであったものが、今では、個人で容易にwebサイトを開設することができ、また掲示板への書き込み、メールマガジン発行、最近ではblogといつ

<sup>a</sup> この利用者数には携帯電話や勤務先・学校からのみの利用者は含まれていない。

た方法で大量の情報を不特定多数の人に発信できるようになった。また、しばしば問題になるP2P技術によるファイル共有も情報発信のひとつとみなすことができる。

以上まとめてみると、もはやインターネットは特別なものではなく、誰でもが利用し、さらに自分を表現する場になった、といえよう。

## 2. ネチケットガイドラインの必要性

そもそもネチケットなるもの自体、必要がないものかも知れない。しかし、1でみたように、現在のインターネットは、ネチケットガイドライン発表時よりも、初心者に敷居の低いものとなったといえよう。そして、インターネットが人ととの触れ合いの場であるからには、相手を不愉快にさせないための最低限のマナーというものはあるのではないかだろうか。その意味で、ネチケットというものの存在価値は認められよう。

また、現在、インターネットでの大きな問題に、匿名掲示板での人権侵害とP2Pを利用したファイル共有による著作権侵害がある<sup>b</sup>。特に後者については、“知的財産権は「ルール」であって「モラル」ではない（中略）モラルではなくルールの問題として考えるべきことである。” ([3, p.6]) という指摘がある。この考え方によれば、マナーを守らせるというような話ではなく、ルール、つまり法をいかに遵守させるのかが直面する問題となる。このような現状認識には、同意できるものである。

しかし、いきなり“法の遵守”などということを持ち出しても、インターネット初心者が理解することは困難ではないだろうか。その理由のひとつとして次のことがある。インターネットではやりとりするものが情報であり、“物”として見えない。さらに相手が見えない。見えない相手の見えない物についての権利を侵害するということの実感がわからない。

すなわち、問題解決の第一歩は、ディスプレイを前にしていても、その先には“人”がいるということを意識させることではないだろうか。そのきっかけとしてのネチケットがあり、価値はそこにもあるのではないだろうか。当然のこととして、ネチケット見直しに際しては、その点に留意すべきである。

さて、ネチケットガイドラインは、インターネット全般を対象としている。見直すのならば、その全体を見直す必要があるのかも知れない。しかし、管理者に対するガイドラインといつても、大学・企業などの管理者と商用インターネットサービスプロバイダの管理者とでは利用者への接し方が異なるので、ガイドラインも区別しなければならぬ

---

<sup>b</sup> 他にspamがあるが、初心者が受信することはあっても、発信することはないので、ここでは考えないこととする。

い。さらにプロバイダ責任制限法や不正アクセス禁止法、そして個人情報保護法<sup>c</sup>などの法令も考慮したものでなければならない。このように広範にわたるガイドラインの見直しは、残念ながら筆者の能力を超えるものである。また、管理者のガイドラインは、初心者、特に将来管理者になることはないであろう多数の利用者には不要なものであろう。

先に述べたように、ネチケットガイドラインを必要とするのは、インターネット初心者なのであるから、対象をそこに限定したネチケットガイドラインで十分である。そこで、本論文では、インターネットで最初に触れるであろう電子メール、関心が強いwebでの情報発信についてのネチケットガイドラインの検討・見直しを提案する。

### 3. ネチケットガイドラインの見直し及び補足注意

ここではネチケットガイドラインの項目の中で見直すべき点、改めるまではないが留意すべき点があるものを挙げる。以降、ネチケットガイドラインのことを単にガイドラインと呼ぶことにする。

#### ア) 電子メール

##### ① 1行の文字数

ガイドラインでは、“1行65文字未満で、最後は改行するように”となっている。全角なら30字文字ということになる。基本的に変化はないと思われるが、相手がPDAなどの携帯端末で1行の文字数の制約が強い場合であることが分かっているときには、文字数を減らすような考慮が必要であろう。さらに携帯電話など、文字数全体の制約を考慮すべき場合もある。

##### ② 大きさーファイルの添付

ワープロや表計算ソフトなどアプリケーションプログラムのデータファイルを、添付ファイルという形でメールで送ることができる。しかし、この添付ファイルを利用して広まるコンピュータウィルスがあり、ファイルが添付されているメールは削除するという人さえいる。

さて、コンピュータウィルスのような異常なものは別とすれば、添付ファイルの大きさが問題となる。ガイドラインでは、“50キロバイトを超える場合は分割するか別の手段をとるように”となっている。しかし、画像データなどを多用していると、50キロバイトどころか、通常のフロッピーディスク（1.44メガバイト）に保存することができない大きさのデータファイルも珍しくはない。

---

<sup>c</sup>ここに挙げた3つの法律の名称は通称である。

受信者のメールサーバで、メール1通の大きさを制限している場合もあるし、利用者一人あたりの全受信メールの量を制限している場合もある。後者の制限が課されている場合は、分割して送信しても意味がない。メールの受信にかかる時間についても同様なことがいえる。そこで、問題は分割する大きさではなく、添付するファイル全体の大きさであるといえよう。しかし、相手が不愉快にならずに受信できるメールの大きさは、メールサーバや利用回線に大きく依存する。ここで注意すべき点は、相手の環境が充実していれば、かなり大きなものでも支障なく受け取れることにある。すなわち、大きさを制限されると、逆に不便になる場合もありうる。以上により、添付ファイルを初めて送る相手には、添付ファイルの利用の可否、支障なく受け取ることができる大きさなどを確認するというような心遣いが必要になろう。

#### ③ html メール

html メールは、ガイドラインでは触れられていないものである。html メールにより、メールを単なるテキストベースのものから、グラフィカルなものにすることが可能になった。しかし、それを利用したコンピュータウィルスがある。さらに web バグ<sup>d</sup> と呼ばれるものをメール内に埋め込むことにより、受信者がメールを読んだことを送信者が知ることができるようにになり、spam などで利用されている [4]。また、そもそも html メール非対応のメール（メール読み書きプログラム）で、それを読むことには困難が伴う。

一方、やり取りする両者が合意していればかまわないものであるし、やめろと強制するようなものでもない。しかし、特に初めてメールを送る相手に、当然の顔をして html メールを送るべきではないだろう。

#### ④ あて先アドレスの指定

メールのあて先の指定方法には3種類ある。すなわち、正受信者（to で指定）、写し受信者（cc で指定）、秘密受信者（bcc で指定）である [5]。ガイドラインでは、“メールに返事を出す前に、自分が写し受信者であるかどうか”とか、“元のメールの写し受信者にも返事を送るべきかどうか”などを確認するようになっている。これらは当然のことであり、何ら変化はない。

ところで、メールアドレスの漏えい事件がしばしば起こる。その原因のひとつに、秘密受信者に指定しなければならないにもかかわらず、正受信者や写し受信者に指定するということがある。マナー以前の問題ともみなせるが、メールを送る前にメールのあて先だけでなく、指定方法も確認するということに注意を喚起させたい。

---

<sup>d</sup> 画像データをダウンロードさせてメールの一部に表示させるもので、ダウンロードしたかどうかで、受信者がメールを読んだかどうか分かる。ただし、その画像は小さく、また背景と同じ色であったりして、受信者にその存在を気付かせないようにしている。

#### イ) メーリングリスト

ガイドラインのメーリングリストの部分には、メールの場合にも考慮すべき事項が含まれている。また、メーリングリストは多数の人への情報発信であるので、webなどでも同様であると考えられる事項もある<sup>e</sup>。

##### ① アーカイブを認識

ガイドラインでは、“メーリングリストに投稿したメールは、長期間保存されることがあるかも知れないことを忘れるな”となっている。このことは今でも変わらないが、さらに検索サイトを利用すれば、それを容易に見つけられることに留意させなければならぬだろう。

##### ② 返信時の引用

これはメールについても適用できることである。ガイドラインでは、“要約を付けるように、ただし全文を付けてはいけない”となっている。メールの送受信の負担軽減、とりわけUUCP<sup>f</sup>利用時の中継サイトの負担を考えれば、できる限りメールの大きさを小さくすべきであった。しかし、今は極端に大きくなければ許されるであろう。特にメールによる商談などでは、全文引用により、やり取りの履歴を残し、トラブル発生時の傍証とする場合もある[6, p.210]。同様なことを、個人対個人の私的なやり取りでも考慮しなければならない場合もある。そこで、全文引用が必要な状況もありうることに注意させたい。

#### ウ) WWW など

ガイドラインでは、情報サービスとして Gopher, Wais, WWW, ftp, telnet の主に利用方法について取り上げられている。まず、この5つのサービスのうち WWW とせいぜい ftp を残して他は不要ではないだろうか。

情報発信の立場からは、“自分でホームページ<sup>g</sup>のような情報サービスを行う前に、所属組織のガイドラインを確認する”ということだけしかない。しかし、先に述べたように、所属組織とは関係なく、個人が個人としての情報発信の機会が増えていることに注意しなければならない。また、電子メールのガイドラインで、“著作権を尊重するように”というものがあるが、そのことは情報発信という立場すべてに当てはまるものである。

さらに、自分の行為だけに注意していれば済むわけではない。自分が用意した掲示板や blog のコメント欄を、他人が書き込めるように設定している場合、その（他人の）書

---

<sup>e</sup> ガイドラインでは、メーリングリストやネットニュースは、“One to Many Communication”という節で取り上げられている。

<sup>f</sup> Unix to Unix CoPyの略で、Unixを利用したメールサーバ間でメールを転送するためのプログラムの集まり。初期のメール配達は、送信者と受信者のメールサーバが直接やりとりするのではなく、多数のメールサーバを中継する“パケツリレー”で行われた。その際、UUCPが多く使われていた。

き込みに対しても“場”を提供したからには、責任が生じると思っていなければならぬ。たとえ、初心者であっても、プロバイダ責任制限法と無縁ではないこと、そして商用ではないのだから、金銭的利益を目的としているのではないのだからという甘えも通じないことなどに注意を促すべきであろう。

以上、まとめて、ガイドラインとしては、詳細・具体的な点まで取り上げることはできないし、するべきではないと思われる所以、“情報発信者としての責任は重い。あなたの意図がうまく伝わらない場合もある。あなたが考えている以上の影響を及ぼすこともある。さらに、他人が書き込める掲示板などを用意した場合には、その書き込みにも責任を持たなければならない。また、他人の成果を利用する場合は、その成果を尊重し、たとえ金銭的利益を目的としない場合であっても、他人の諸権利を侵害してはならない”というようなことになるのであろうか。

#### 4. まとめ

ネットケットガイドラインを読み直してみて、それが存在価値を失っていないことに正直、驚いた。もちろん、状況の変化に対応させなければならない点はある。そこで本論文で、ネットケットガイドラインを現在の状況に合わせるために、いくつかの提案を行った。

しかし、人の考え方・価値観の相違が実社会以上に顕著になるのがインターネットであるから、万人が受け入れができるネットケットガイドラインなど存在するわけがない。なぜある項目が挙げられているのか、その理由・背景を把握し、状況に適応させ、相手の存在を意識して適用するものがネットケットガイドラインであると理解すべきであろう。

---

g “such as a homepage” と “ホームページ” という言葉が使われている。

## 文献・URL

- [1] S. Hambridge, Netiquette Guidelines, RFC 1855, 1995  
<http://www.ietf.org/rfc/rfc1855.txt?number=1855>  
(高橋邦夫訳、ネチケットガイドライン、1996、<http://www.cgh.ed.jp/netiquette/rfc1855j.html>)
- [2] インターネット協会（監修）、インターネット白書2004、インプレス、2004、  
ISBN4-8443-1948-5
- [3] 岡本薰、著作権の考え方（岩波新書869）、岩波書店、2003、ISBN4-00-430869-0
- [4] 三好豊、スパムメールの半数に、ユーザーの行動を追跡するコード  
<http://hotwired.goo.ne.jp/news/news/technology/story/20040415302.html>
- [5] 情報処理用語－電子メール、JIS X 0032、日本規格協会、2000
- [6] 牧野二郎、企業情報犯罪対策入門、インプレス、2004、ISBN4-8443-1887-X

（URLは2004年9月28日現在のものである）